

2025年度人権教育推進計画

四日市農芸高等学校 全日制

1 現状と課題

(1) 生徒に係わること

本校の生徒の進路は、就職希望が多いことから、将来社会で活躍できるよう、早期から社会人として自覚を持たせることが大切である。情報社会の中でSNSの望ましい活用等、幅広い社会性の涵養と合わせ、種々のコミュニケーション能力を育成することが重要となっている。学校や地域での日々の行動に自信と誇りをもち、社会の規範となる意識と活気ある態度で行動できる人材育成を目指していく。

また、自身及び他者の人権を守る実践的な行動力や差別や人権問題に関する正しい認識を深めていく必要がある。

(2) 学校・教職員に係わること

現在、人権教育活動は人権LHR、人権講演会、職員研修及び日常の教育活動の中で行われているが、教職員の取組は充分とは言えず、今後、人権LHRを公開するなど引き続き関係機関等との連携を深めたい。人権教育をさらに推進するためには、情報の共有や職員研修を充実し、現状認識を深め、全職員の共通理解と協力のもとで人権教育に取り組む必要がある。

(3) 家庭・地域等に係わること

本校は四日市市と鈴鹿市の境界付近に位置し、南中学校ブロック人権・同和教育連絡協議会や鈴鹿市人権教育センターと連携し、職員、生徒の交流を深めている。また、地域やPTAとして校内人権活動に参加いただき、ともに問題解決や意識向上を図るよう努めている。近年、福祉関連組織等との交流や地域貢献活動も活性化しており、農業と家庭科の専門高校という特色を生かしながら、これまで以上に地域や他団体との交流を広げていきたい。

2 学校教育目標

(1) 目指す学校の姿

共通教科並びに専門教科を通じた教育活動の充実に努め、専門技術者（スペシャリスト）を育成するとともに、心豊かな人間性を育み、地域社会に貢献できる人間を育成する学校

(2) 育みたい資質・能力（育みたい生徒の姿）【グラデュエーション・ポリシー】

- ① 将来のスペシャリストとして、専門科目への興味・関心を持ち、専門的な知識・技能の習得を自主的に行うことができる生徒
- ② 自ら進んで挨拶し、コミュニケーションをとることで、公共心、規範意識、人間関係を築く力、自尊感情を高めることができる生徒

(3) ありたい教職員の姿

- ① 目指す学校像実現に向けて、生徒指導力と学習指導力を高めることができる教職員
- ② 生徒の可能性を信じ、生徒に寄り添いながら自らも成長することができる教職員

3 人権教育カリキュラム

(1) めざす生徒像

- ① 人権問題を他人事ではなく自分自身の問題として受け止め、自ら考え行動できる生徒
- ② 生徒一人ひとりが自尊感情を高め、お互いの違いを認め合い、本音で話し合える人間関係を築くことができる生徒

(2) 人権教育の目標（生徒につけたい力）

- ① 部落問題、障がい者、外国人、性的マイノリティ、新型コロナウイルスなどに係わる個別的な人権問題について、差別や人権侵害の実態を正しく認識し、差別を見抜く力を育てる。

- ② 日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する意欲や態度を育てる。
- ③ 一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら自己実現を可能にする力を育てる。

(3) 教科・学年・その他の校務分掌における取組

	取 組 内 容	つきたい力		
		①	②	③
教科	◎共通	○	○	○
	・基礎学力の充実を図る。			
	・専門知識を高め、技術の習得を図るため、専門教育の指導を強化する。			
	・実験・実技実習では安全を十分に確保する。			
	・キャリア教育を推進し、進路保障の充実を図る。			
	・各教科の学習を通して「想像力」「行動力」「理解力」を身につける。			
	○国語			
	・多様な文章を読むことで、自分とは異なる考え方・感じ方を学び、他者と共感しようとする意欲・態度を育てる。		○	
	・語彙を広く学ぶことで、自分の思いを適切に表現する能力・意欲を育てる。	○		
	・思考を深める発問に取り組むことで、自分の思考を深め世界の在り様を学び、様々な人権問題に気づき解決していこうという意欲・態度を育てる。			○
	○地理歴史			
	・自由民権運動や大正デモクラシー等を経て確立した様々な権利が、現在の基礎となっていることを学ぶ。	○		
	・大日本帝国憲法や日本国憲法の成立の過程、相違点を学ぶ。		○	
	・日本をはじめ、世界の諸地域の自然環境や風土の違いを学び、民族の生活文化の違いを理解させる。	○		○
	・歴史的背景等を学び、民族間の紛争や民族の違いによる差別などを考える。	○	○	○
	○公民			
	・日本国憲法の学習を通じ、人権とは何かについて考える。	○	○	○
	・現代日本の、少子高齢化、高度な情報化社会、職業選択、労働等の問題を学ぶ中で、様々な差別問題や人権の問題について考える。	○	○	
	○数学			
	・1学年では、基礎学力の充実を目標に掲げ、数学的思考力の向上を図るとともに、グループ学習などで理解度の格差を最小にする。	○		
	・2学年では、基礎力を継続しながら意欲関心の向上に方向性を徐々に変換し、学習の意義を実感できるよう指導する。	○		○
	・3学年では間もなく実社会に出ていく事を見据え、数学の持つ力（判断力や先読みできる力・・・陶冶性）を理解させ、数学の実用性を解く。	○	○	
	○理科			
	・生物基礎では、生命のつくりや環境との関わりを学ぶことで、生命の尊さや大切さについて考えることができる授業展開を目指す。		○	○
	・化学基礎・化学では、物事の原理や現象を科学的に分析できる力を養い、何事にも冷静に正しい判断ができるような人材を育成することを目指す。		○	○
	・科学と人間生活では、人間と自然界との関わりを知り、今後の人間がどのような		○	○

	に協力し合えば人間生活を維持させていくことができるか、考えることができる人材の育成を目指す。 ○保健体育 ・体育「授業を通じて何事にも一生懸命に取り組み、礼儀正しく、協力しながら他人への思いやりを養い、みんなが楽しく元気に参加できるように人間関係が形成できるようにすること。」を目標として指導している。 ・保健「基本的生活習慣を通じて、また、人間関係を通じて、心の健康や命の大切さを人生に生かせる資質を育てる。」ことを目標として指導している。 ○外国語 ・ALTとの交流を通じて、異文化に触れ、国際理解に努める。 教科書で取り上げられている人種問題・環境問題・異文化理解などを教材として扱う。 ・2年生では各クラス2講座展開の少人数授業を行い、生徒一人ひとりの理解を深める。 ○家庭 ・家庭分野において、皆が健康で、安全、快適な毎日を過ごすために家庭科に関する知識や技術を身につけ、実際に役立てる力を養う。 ・自分が生きていく中で、様々な人たちに支えられ、つながって生きているということを理解し、社会の中で共に生きるための知識・技術を身につける。 ・地域との交流を通じ様々な年代の人と関わることによって、相手を思いやる気持ちや尊重する気持ちを培う。 ・すべての人々が社会の一員として幸せな生活を送れるよう、適切に支援する知識と技術を習得できるようにする。 ・自分を取り巻く社会や環境の中にある課題と、家庭科で学んだ知識や技術を結びつけて考え、持続可能な社会を築いていける人材を育てる。 ○農業 「農業教育を通して生命を尊重する心を育む」 ・栽培・飼育実習の中で命あるものを食すという生命の教育と感謝の心を育む。 ・実習を通して安全に作業を行う意識を高める。 ・農業を通し環境保護の精神を養う。			
学 年	○1 学年 ・自尊感情を高めるとともに、豊かな感性や人権感覚を育む。 ・思いやりの心を持ち、お互いを認め合い主体的に行動する力を養う。 ・様々な人権問題について正しい知識と理解を深める。 ○2 学年 ・一人ひとりの人権を尊重し、民主的な社会を形成する態度を養う。 ・多様な文化を学び、多角的な視点から物事を捉える力を養う。 ・差別を許さない心を強く持ち、主体的に行動する力を養う。 ○3 学年 ①人権意識を高め、差別に立ち向かう力を育てる。 ・統一応募用紙の歴史を学び、差別や偏見に対する知識を得る。 ②社会とつながり、生きる情報力を身につける。 ・情報活用力を身につけながら、社会で生きるため、差別や犯罪など許さない意識を高める。			

他の校務分掌	○総務 様々な学校行事を通して、自分自身を大切にし、相手を尊重することのできる生徒を育成する。また、他者の行動や言動を自分事として捉えることのできる生徒を育成する。		○	
	○図書 ・人権 LHR はじめ各学年、教科、分掌の人権学習、進路指導に必要な資料を紹介、提供することにより学習を支援する。 ・「人権週間」を機会に、絵本、小説、ノンフィクション等様々な本を紹介し、想像力を養い、平和や人権について考え、行動するきっかけを作る。	○	○	○
	○教務 生徒の人権を尊重することを基本精神に据えて、以下のことに取り組む。 ・基礎的な学力の充実 ・専門的な知識・技術の習得 ・進路を意識した指導 ・民主的で豊かな人間性の涵養		○ ○ ○ ○	 ○ ○
	○生徒指導 ・自分や自分以外の人を思いやる力 ・自発的な挨拶などの、他者とのコミュニケーション力 これらの力を養うために、登校指導・下校指導・日常指導の中で働きかけ、生徒が安心できる学校の雰囲気づくりを行う。	○	○	○
	○進路指導 ・生徒の学力・進路を保障する取組を充実させ、自分の生き方について考えさせる。 ・将来の生活や社会の状況を変革する行動力、未来を切り開く実践力を身につけさせる。	○	○	○
	○保健 ・生徒が安心して楽しく学べる環境を整える。具体的には教育相談や特別支援教育体制を充実させ、生徒の抱える様々な問題解決に向けて、しっかりサポートできるようにする。	○	○	○
	○農業 ・生命の大切さ、自然や環境を尊重する態度や能力を養い、環境教育を充実させるとともに地域社会との連携を強化する。 ・キャリア教育、起業・ベンチャー教育の更なる充実を図り、社会で自立できる人間の育成を図る。		○ ○	 ○
	○家庭 ・家庭科について学習し、同じ目標を持つ仲間と生活をする中で、自分自身を大切にするとともに、仲間の存在を大切にし、思いやり尊重し合える生徒を育てる。	○	○	○

(4) 入学から卒業までの人権学習計画

実施時期		学 習 内 容	つけたい力		
			①	②	③
1 学 年	1 学期	高校生としての自覚、望ましい生活習慣や言動を身につけ、自尊感情を高める。思いやりの心を持ち、互いを認め合い、仲間と協力して活動する協調性を養う。日常生活の中で、人権尊重の意義や重要性を感じとれるような感性を育てる。	○	○	○

	2 学期	お互いの個性を認め合い、信頼関係を深める。仲間と積極的に交流することで表現力を高める。地域との交流から気づきや学びを得て、他者を尊重する思いやりの心を育む。様々な人権問題について、正しく理解をして、差別をしない態度を養う。			
	3 学期	日常の生活や地域との交流を振り返り、反省点を整理して改善行動につなげる。人権感覚を更に磨き、思いやりと奉仕の心を大切に行動できるようにする。人権学習に前向きに取り組む態度を養う。 LHR等において、アイヌ民族の文化や歴史等についての知識を深めて、差別に対する意識を高める。			
2 学年	1 学期	クラスや学年での取組を通して互いを認め合い、仲間と協力して活動する力を養う。	○	○	○
	2 学期	修学旅行前にアイヌ民族の文化についての講話を聞き、差別の恐ろしさや非人道性を理解するとともに、北海道の文化や環境等を学習する。また、自由活動において互いを尊重し、協調して行動する力を養う。			
	3 学期	修学旅行を通して身につけた人権感覚をさらに磨く。 人権問題や、命の尊さを考え、差別を許さない心を強く持ち、主体的に行動する力を養う。			
3 学年	1 学期	進路を考える上で、統一応募用紙がつけられた歴史を知る。その中で差別や偏見に対する意識を高め、自分事として捉え、対応できる力を養う。	○	○	○
	2 学期	インターネット、SNSなどの差別事象や犯罪を通して、人権問題を身近なもの、誰もが巻き込まれる問題として捉え、社会に出るにあたり、あふれる情報を正しく活用し、差別を許さない意識を高める。			
	3 学期				

(5) 生徒の自主活動等

生徒の人権サークルを組織し、関係機関との連携により生徒と同年代の障がいがある人たちと交流し、活動を支援するほか、福祉施設との連携や募金活動など様々な自主活動を展開する。

4 教職員研修

(1) 基本的な考え方

- ① 教職員が様々な差別問題を正しく理解・認識するための取組を推進する。
 - ・家庭・人権センター・人権プラザ等訪問により、教職員自ら正しい知識を知ること努める。
 - ・校内人権委員会を定期的に開催し情報交換を行い、教職員の学習会を実施する。
 - ・三重県人権教育研究協議会、三重県教育委員会人権教育課との連携を推進する。
- ② 人権教育を進めるためのスキルアップに努める。
 - ・各種研修会や各種交流会、他校公開授業へ積極的に参加して学習を深める。
 - ・公開授業・指導案検討会・反省会を行い、指導力の向上に努める。

(2) 教職員研修計画

2 学期の公開人権学習に関する研究を中心に実施する。

5 推進体制

(1) 校内体制

① 人権教育推進委員会

- ・校長、教頭、主幹教諭、総務部担当（人権教育担当）、教務部担当、生徒指導部担当、進路指

導部担当、各学年主任、各学年代表、保健部担当

※必要に応じ当該生徒担任及び校長が必要と考える職員を加える。

② 学校関係者評価委員会

(2) 学校間・校種間連携、保護者、地域との連携等

① 南中学校ブロック人権・同和教育連絡協議会

この協議会は南中学校を基点に、保育園・幼稚園・小学校・中学校（南中学）・高校（本校・四工高）及び関係機関に勤める職員が人権・同和教育を正しく理解し、共に差別解消をめざして実践できる資質の向上に寄与することを目的としている。

② 近隣の人権教育センターと相互協力し、障がいのある人たちを学校に招き「であい広場農芸版」を実施する。

③ 地元小学生と本校1年生の交流会、特別支援学校の生徒を招き実習体験交流を行う。

④ 人権サークルを中心に、NPO法人・支援施設等との交流を企画し、学校文化祭等での活動報告を行う。

⑤ 人権講演会をはじめ、文化祭等可能な限り地域住民や保護者を招き、教育活動の一層の成果を高める。